

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号）等の一部を次のように改正する。

平成二十七年 月 日

金融庁長官 細溝 清史

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正）

第一条 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を次のように改正する。

第二条第四項第五号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第七号ホ中「自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第四条第四項第六号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第八号ホ中「自己資本比率告示附則第十三条が適用され

る株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第七条第四項第六号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第八号イ中「、時価及び」を「及び時価並びに」に改め、同号ホ中「持株自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第十条第四項第五号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第七号ホ中「自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第十二条第四項第六号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第八号ホ中「自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第十五条第四項第一号中「銀行」を「銀行持株会社」に改め、同項第六号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第八号ホ中「持株自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

附則別紙様式第一号から附則別紙様式第四号までを次のように改める。

【別葉1を挿入】

【別葉2を挿入】

【別葉3を挿入】

【別葉 4 を挿入】

別紙様式第一号及び別紙様式第二号を次のように改める。

【別葉 5 を挿入】

【別葉 6 を挿入】

別紙様式第四号及び別紙様式第五号を次のように改める。

【別葉 7 を挿入】

【別葉 8 を挿入】

(信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について
金融庁長官が別に定める事項の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成二十六年金融庁告示第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第五号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第六号ホ中「自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第三条第四項第六号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第七号ホ中「自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第六条第四項第五号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第七号ホ中「自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第七条第四項第六号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第八号ホ中「自己資本比率告示附則第十三条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

附則別紙様式第一号から附則別紙様式第四号までを次のように改める。

【別葉9を挿入】

【別葉10を挿入】

【別葉11を挿入】

【別葉12を挿入】

別紙様式第一号から別紙様式第四号までを次のように改める。

【別葉13を挿入】

【別葉14を挿入】

【別葉15を挿入】

【別葉16を挿入】

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正)

第三条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項(平成十九年金融庁告示第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項第五号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第六号ホ中「自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

第三条第四項第六号イ(12)及びロ(5)を削り、同項第七号ホ中「自己資本比率告示附則第十一条が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号を次のように改める。

【別葉17を挿入】

【別葉18を挿入】

別紙様式第一号及び別紙様式第二号を次のように改める。

【別葉19を挿入】

【別葉20を挿入】

（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正）

第四条 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年度金融庁告示第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第八号ホ中「連結自己資本規制比率告示附則第六条の規定が適用される株式等エクスポージャーの額及び」を削る。

附則別紙様式を次のように改める。

【別葉21を挿入】

別紙様式第一号を次のように改める。

【別葉22を挿入】

(信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準の一部改正)

第五条 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準(平成二十六年金融庁告示第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項第二号中「第六十五条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額」を「第六十五条第二項に規定する貸付金等回収額」に改める。

第六十三条第二項中「とする」を「とし、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられている取引についても同様とする」に改める。

(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動

性に係る健全性を判断するための基準の一部改正)

第六条 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第六十号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項第二号中「第六十四条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額」を「第六十四条第二項に規定する貸付金等回収額」に改める。

第六十二条第二項中「とする」を「とし、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられている取引についても同様とする」に改める。

（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準の一部改正）

第七条 金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める最終指定親会社及びその子法人等の経

営の健全性のうち流動性に係る健全性の状況を表示する基準（平成二十六年金融庁告示第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項第二号中「第六十三条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額」を「第六十三条第二項に規定する貸付金等回収額」に改める。

第六十一条第二項中「とする」を「とし、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられている取引についても同様とする」に改める。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものの一部改正）

第八条 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準であって、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成二十六年金融庁告示第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項第二号中「第六十三条第一項に規定する貸付金等の回収に係る資金流入額」を「第六十三条第二項に規定する貸付金等回収額」に改める。

第六十一条第二項中「とする」を「とし、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられている取引についても同様とする」に改める。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

(銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ、第四条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ、第七条第四項第六号イ及びロ並びに第八号イ及びホ、第十条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ、第十二条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ並びに第十五条

第四項第一号、第六号イ及びロ並びに第八号ホの規定並びに附則別紙様式第一号から附則別紙様式第四号まで並びに別紙様式第一号、別紙様式第二号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号は、この告示の適用の日（以下「適用日」という。）以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホ、第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホ、第六条第四項第五号イ及びロ並びに第七号ホ並びに第七条第四項第六号イ及びロ並びに第八号ホ並びに附則別紙様式第一号から附則別紙様式第四号まで及び別紙様式第一号から別紙様式第四号までの規定は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本

の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十九条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第二条第四項第五号イ及びロ並びに第六号ホ並びに第三条第四項第六号イ及びロ並びに第七号ホの規定並びに附則別紙様式第一号及び附則別紙様式第二号並びに別紙様式第一号及び別紙様式第二号は、適用日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

(金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第四項第八号ホの規定並びに附則別紙様式及び別紙様式第一号は、適用日以後に終了する事業年度に係る書面について適用し、適用日前に終了した事業年度に係る書面については、なお従前の例による。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する告示の一部改正）

第六条 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項等の一部を改正する告示（平成二十七年金融庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項中「適用日以後」を「適用日から平成二十七年六月二十九日までの間」に改め、「同じ。」の下に「及び同月三十日以後に終了する事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面（金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示（平成二十七年金融庁告示第十号）の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項に規定する自己資本の充実の状況を記載した書面をいう。次項において同じ。）」を加え、同条第二項中「適用日以後」を「適用日から平成二十七年六月二十九日までの間」に改め、「終了する中間事業年度に係る経営の健全性の状況を記載した書面」の下に「及び同月三十日以後に終了する中間

事業年度に係る自己資本の充実の状況を記載した書面」を加える。